

盡之を、ハエツキタルコトアリと訓るは、ハエを蝕の名として、其ハエの残りなく、かゝりたる由
 なり、但しこは字にすがりて訓る詞なれば、よくは當らず、字をはなれては、ノコリナクハエタリ
 など訓むべきなり、或人此説をき、て因に問ふ、天地定位たる後は、今の定のごとく、かならず日
 月の蝕あるべきを、上世はいまださる理を窺測り知るべきに非ざれば、人皆のいかに怪み畏れ
 たりけむ、そは既くより賢々しく物の理を測りごつ漢人すら、なほ古くは天の變異として畏れ
 たりげにきこえたり、然るに書紀のいと上御代の卷々に、一度も此事を記されずして、推古天皇
 の御世に及て、載始められたるはいかならむ、答けらく、後世のごとく、天學推歩の術明かになり
 たる上の意のみになりて、おもへば、いはれたるがごとし、然れど説れたるごとく、天地定位たる
 後は、かならず蝕ありぬべければ、世々の人皆おのづから見知りをりて、さらに怪しとも畏しと
 もおもふべきにあらず、またことさらに蝕の事をいふ名もなく、ぞあり經にけむ、上古の人は
 けむれば、後の世にあはせては、おのづから訓もすくなく、また無用にけむ、おほらかな
に物に名つくる事などは、をさく、あるべからず、古意を得て悟るべし、今の世にても、いと邊土
 なるものなどには、然おもひとりてあるも、多かめり、其はいづれの國にても、上世には、なべてし
 かありけむを、漢國にては世を治る謀に天變なりとして、畏れがほに神祭などして、人をおもむ
 けむともしたりけるが、漢籍に古く書に記せるは、春秋の始、隱公三年に、二月己巳、日有食之、書
用于社と、書せる下の左氏傳に、日有食之、天子不舉、伐鼓于社、諸
侯、用幣于社、伐鼓于朝、以昭事神、訓民事、君示有等、威古之道也、後に推歩の術もて豫て窺測り知
 る世となりても、猶むかしの例に因准て、史にも書載る例となれりと、ぞきこえたる、漢國にては、
末より、日月の蝕を推考る法、始
りて、漸に精密くなれりとぞ、皇國にても推古天皇の紀より始て、日蝕ををり、載られたる、
 は、此御代より始て、漢國の曆を用ひ給ひけるによりて、かねて蝕をも推考て、かの國風をまねび
 て、書記め置つるふみの遣りたりけるを、彼國の史に例ひてものせられたるなるべし、○中そも
 そも日月の蝕を忌む事は、もとより古傳にあらず、何の故實もなきいと、はかなきならはしなる、略